

保護者 様

平成30年12月10日

佐世保市立大久保小学校  
校長 佐藤 正実

## 平成30年度 冬休みの生活について

寒気いよいよ厳しくなる中、もうすぐ子どもたちがとても楽しみにしている冬休みが始まります。冬休みは年末・年始の諸行事を通して、家族の一員としての自覚をうながし、家族や地域とのふれあいの中で自己を伸ばすことができるよい機会です。

しかしながら、この時期は1年で最もあわただしい時期でもあり、ややもすると生活のリズムが乱れ、様々な問題が起こりやすい時期でもあります。

これまで身につけてきた良い習慣を崩すことな規則正しい生活に心掛け、また安全に気をつけて、事故や非行のない楽しい毎日を過ごすことができるように見守っていきたいものです。

そこで、子どもたちが安全で楽しく有意義な冬休みを過ごすことができるように、家庭での生活指導をよろしくお願いいたします。

### 1 指導目標

- (1) 子どもの安全のために（火災事故，交通事故，その他の事故防止に努める）
- (2) 子どもの健康のために  
（手洗い・うがいの励行や規則正しい生活に心掛け，疾病の治療に努める）
- (3) 子どもの望ましい社会生活のために  
（規律ある生活，家庭・地域の一員としての自覚，非行防止に努める）

### 2 実践事項

#### 【1】安全な生活について

##### <火災の事故に気をつける>

- ・マッチ，ライターを持ち出さない。持ち歩かない。火遊びをしない。
- ・暖房器具は正しく取り扱い，室内の換気に努める。また万が一の火事の際の避難経路をはっきりさせておく。

##### <交通事故に気をつける>

- ・信号や歩行のきまりをよく守り，横断歩道はしっかり左右の確認をしてから渡る。
- ・車道への飛び出しはしない。（車の前後・公園などから）
- ・自転車や車輪のついた乗り物（一輪車，ローラースケート，スケートボード，キックボード，インラインスケート，ブレイブボード，ローラーシューズなど）に乗る時は，必ずヘルメットをかぶる。
- ・自転車や車輪のついた遊具は，公園か学校の運動場だけで乗る。
- ・自転車の二人乗りはしない。
- ・駐車場や道路では遊ばない。

##### <その他の安全>

- ・何かあったり，あいそうになったりしたら，大声を出すか，身近な大人へ知らせる。（子ども110番の家や近くの人へ助けを求める）
- ・暗い道，人通りの少ない道は通行を避ける。
- ・いたずら電話や不審な人への対応には十分注意し，不審な車には絶対に乗らない。  
（電話番号は，絶対に教えない）
- ・刃物，エアガン，レーザーポインターなどを持ち歩いたり，遊んだりしない。

## 【2】健康な生活について

### ＜規則正しい生活＞

- ・人混みの多いところをできるだけ避け、外出した際は、手洗いやうがいを励行し、睡眠・栄養をしっかりと摂り、風邪やインフルエンザの予防に努める。
- ・無理のない体力作りの計画を立てて、実践に努める。
- ・食後の歯磨き、汗の処理、清潔な身なりに注意する。
- ・寒さに負けず、外で元気よく遊ぶ。
- ・目、鼻、歯などの疾病の治療を早めに済ませる。

## 【3】望ましい社会生活について

### ＜規律ある生活、家庭・社会の一員としての自覚＞

- ・日課表を作り、規則正しい生活に努める。
- ・深夜までのテレビや、朝寝などがないように、けじめのある生活に努める。
- ・インターネットや携帯電話、ゲームは、家族でしっかりとルールを決めて使用する。（お子様のSNSの使用状況の確認をお願いします。）
- ・年末・年始は人と接する機会が多いので、来客との対応、訪問時の作法などについてもしっかりと身につける。
- ・お年玉やお小遣いは計画的につかい、無駄づかいをしないようにする。
- ・家族の一員として、家庭の仕事を行っていく習慣を身につける。
- ・地域の行事及び、地区の子ども会の行事にも積極的に参加する。

### ＜自主的・計画的な学習＞

- ・学年や個人に応じた学習計画を立てる。
- ・進んでたくさんの本を読む。
- ・朝のうちに学習し、午前10時までは遊びの目的で友達を誘わないようにする。

### ＜非行の防止＞

- ・三ヶ町・四ヶ町など校区外への外出は、保護者同伴を原則とする。
- ・外出時には行き先を家の人に言ってから出掛ける。
- ・午後5時までには帰宅する。初詣、初売りなどの夜間外出においても保護者同伴を原則とする。
- ・多額（必要外）の金銭は、持ち歩かない。
- ・映画館、ボーリング場、飲食店、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェへの入場は、保護者同伴を原則とする。  
(ゲームセンターについては、午後5時以降は、保護者同伴でも立ち入り禁止)
- ・公共の施設や用具などの使用についてのきまりを守る。

「保護者同伴」とは、保護者の他、保護者に代わり責任をもつことができる者が、子どもを引率することを意味します。

☆ 年明けは、平成31年1月8日（火）からのスタートです。

※ 給食あり。通常日課となります。

もしも事故等が生じた場合は、すぐに学校と担任に連絡して下さい。

大久保小学校\*\*\*Tel **22-4034**

また、お子様のことで気になることがあれば、学校はもとより次の相談機関もご活用ください。

- ・佐世保青少年教育センター Tel 22-0781
- ・佐世保青少年教育センター愛のテレフォン Tel 22-0077
- ・佐世保市子どもネットワーク Tel 25-9705  
(子ども子育て応援センター)
- ・長崎県教育センター（フリーダイヤル）Tel 0120-72-5312  
(親子ホットライン)